



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

～ 訴状の通知はがき！? ～

【事例】

自宅に「訴状認可通達書」が届いた。

訴えられるようなことはしていないし、何かの支払いが滞っていることもなく、全く身に覚えがない。司法書士が関係する協会から届いているので、何か法的に問題があるのだろうか。

どうすればいいか。

【ひとことアドバイス】

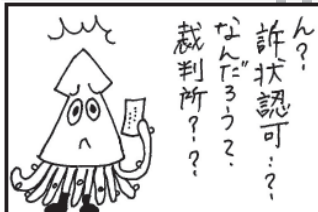
◇弁護士や司法書士などの専門家を名乗り、紛争を解決すると偽って手数料などを請求する「架空請求詐欺」（振り込め詐欺の一種）です。

◇身に覚えがない通知には絶対に問い合わせをせずに見捨てましょう。

◇書面には「あなたが以前利用した消費料金が未納」「訴訟を取り下げるには最終期日までに連絡を」「個人情報保護のため詳しくは本人から連絡を」などと書かれています。

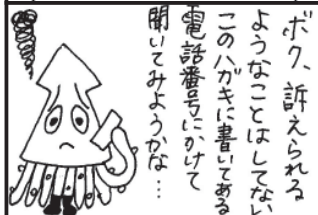
◇上記と同様に、裁判所からはがきが届くケースもあります。身に覚えがない場合はその所在地や連絡先など、本当にその裁判所が実在するかを確認しましょう。

こんなとき、どうする？

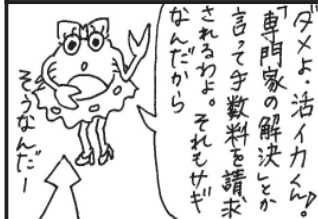


ん？
訴状認可？
なんだろ？
裁判所？

訴状認可通達書
平成25年8月8日
あなたに対する訴状が提出され
受理されました。
訴訟番号 平成25年[第]号 2142
故意に放置した場合は、裁判所
からの口頭通知が通知の届く



ボク、訴えられる
ようなことはしてない
このハガキに書いてある
電話番号に、かけて
聞いてみようかな...



ダメよ、活イカくん。
専門家の解決とか
言ってる手数料を請求
されるわよ。それもハガキ
なんだから

相談は
こちらへ...

役場消費生活相談窓口(町民課内)
TEL 0796・36・1941 (直通)
たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!